



仙台市自転車の安全な利活用推進計画 2026-2030

概要版

1 計画の策定にあたって



(1) 計画策定の背景と目的

【仙台市の動向】

- 平成25年に「杜の都の自転車プラン(仙台市自転車利用環境総合計画)」、令和3年に「仙台市自転車の安全な利活用推進計画(以下「前回計画」)」を策定し、自転車を都市内移動の重要な交通手段として位置付け、他の交通手段とのバランスを考慮しながら、「誰もが安全・安心に楽しく自転車を利用できるまち」の実現に向け、走行環境整備、駐輪環境整備及びルール・マナーの定着などに取り組んできました。また、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」を平成31年に施行し、自転車の安全利用に関する施策を推進しています。

【国・社会の動向】

- 国は平成29年5月に「自転車活用推進法」を施行、令和3年5月に「第2次自転車活用推進計画」を策定しています。
- また、自動車優先だった道路を、歩行者や自転車に優しいものへ再構成する社会的な動きもみられています。
- ◆法律や条例の理念を踏まえつつ、「まもる・つながる・ひろがるまち」の実現に向けて、実効性のある自転車施策を総合的かつ計画的に推進するため「仙台市自転車の安全な利活用推進計画2026-2030」を策定します。

(2) 計画の位置付け(関連法令・関連計画)

- 「自転車活用推進法」で規定する「市町村自転車活用推進計画」及び「仙台市自転車の安全利用に関する条例」で規定する「自転車安全利用計画」として位置付けます。
- 上位計画である「仙台市基本計画」の他、「仙台市ダイバーシティ推進指針」や各分野における関連計画との整合・連携を図りつつ、本市における自転車の安全な利活用推進に関する基本の計画となるものです。

(3) 計画区域

仙台市全域

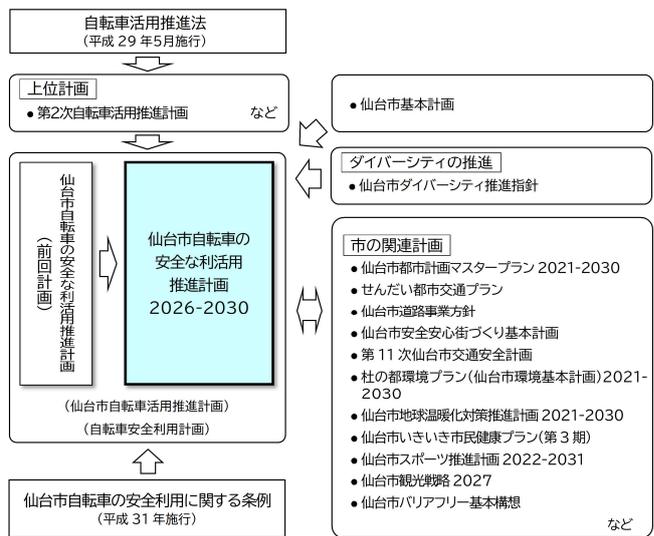
(4) 計画の期間

5年間(2026(令和8)年度～2030(令和12)年度)

本計画にて目指すSDGsの5つのゴール



(SDGs: 持続可能な開発目標)



2 基本目標・方針



自転車の安全な利活用を推進するための、本計画における基本目標と基本方針を以下のとおりとします。

基本目標：まもる・つながる・ひろがるまち せんだい

自転車利用者のみならずみんなの安全をまもるとともに、自転車の更なる利用拡大を図ることで、地域と地域のつながりが深まり、誰もが安全・安心・快適に移動できる生活環境がひろがるまちの実現を目指します。

基本方針1: 自転車安全利用意識の浸透とルール遵守

- 自転車に関する交通事故を未然に防止するため、近年の道路交通法改正の内容を踏まえたうえで、自転車における交通ルールの周知のほか、遵守に対する交通安全意識の向上に努め、みんなが安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。
- 学校や事業者などの関係団体と協働で自転車の安全利用の啓発活動に取り組むとともに、世代や出身国等が異なる多様な市民に対し、幅広い安全教育を推進します。

基本方針2: 自転車の安全で快適な移動を促す都市環境の拡充

- 自転車通行空間の整備によって、自転車が地域の重要な移動手段として機能するように、自転車がより安全かつ快適に移動できる都市環境を作るとともに、歩行者はもとより自転車と通行空間を共有する多様なモビリティの利用ニーズに対応した道路空間を形成します。
- 市街地における自転車の快適利用、交通結節機能の強化、路上放置防止のため、良好な駐輪環境の構築及び駐輪場の利用促進を図ります。

基本方針3: 自転車を活かしたまちの魅力向上

- 小回りが利き目的地に直接到着できることや、気兼ねなく乗り降りができる自転車の強みを活かして、地域活性化を図ります。
- モビリティが多様化する中、自転車の利用は健康に良いことや、自転車はカーボンニュートラル実現に向け環境にやさしい移動手段であることに加え、自転車に乗ることで得られる爽快感や達成感など自転車の魅力をPRすることで、自転車の利用を促進します。



基本方針1：自転車安全利用意識の浸透とルール遵守

- ・誰もが自転車ルールを知ることのできる機会を創出する
- ・自転車利用時のルール遵守に対する意識や交通安全意識を育む

(1) 多様性を意識した交通安全教育の推進

施策1	幼少期における自転車の基本的な交通ルールの教育
施策2	中学・高校等における地域の交通安全を考える実践的な教育の実施
施策3	保護者や社会人、高齢者等に対する交通安全教育の機会の創出
施策4	外国人向けの交通安全教育の推進
施策5	交通安全教育の実施支援



▲施策1 小学校における交通安全教室



▲施策2 交通安全に関する地域課題研究授業



▲施策3 高齢者向け交通安全教室



▲施策4 外国人向け交通安全教室



▲施策5 教育・啓発教材作成等による交通安全教育の実施支援

(2) 自転車利用者以外へのルール周知

施策6	様々な広報手段による効果的な広報・情報発信の実施
施策7	自転車通行空間のドライバーへの周知
施策8	新たなモビリティ(特定小型原動機付自転車)の交通ルールの周知



▲施策6 イベントにおける啓発



▲施策7 宮城県運転免許センターと連携した周知

(3) 協働による自転車安全利用意識を高めるための交通安全活動及びルール啓発の推進

施策9	地域等と連携した交通安全活動の実施
施策10	自転車保険加入・ヘルメット着用促進に向けた取り組みの実施
施策11	自転車の定期的な点検整備の促進や、安全性の高い自転車の利用に関する情報の発信



▲施策8 特定小型原動機付自転車等啓発チラシ



▲施策9 地域等と連携した交通安全活動の実施

▶施策10 自転車損害賠償保険の周知チラシ



▲施策10 自転車ヘルメット着用促進の取り組み



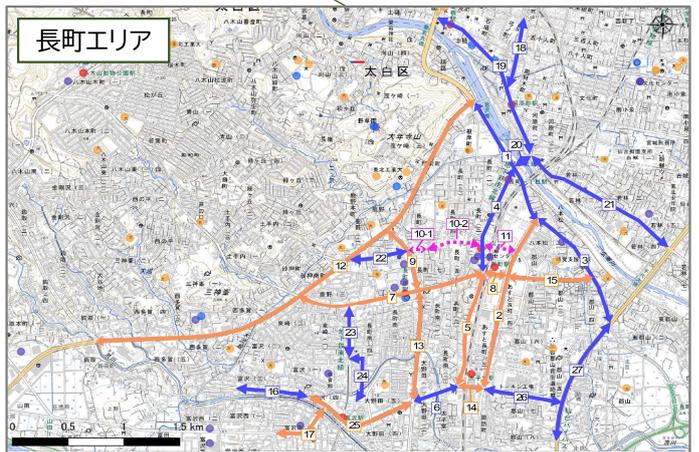
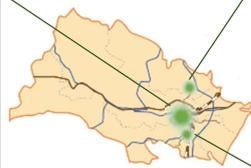
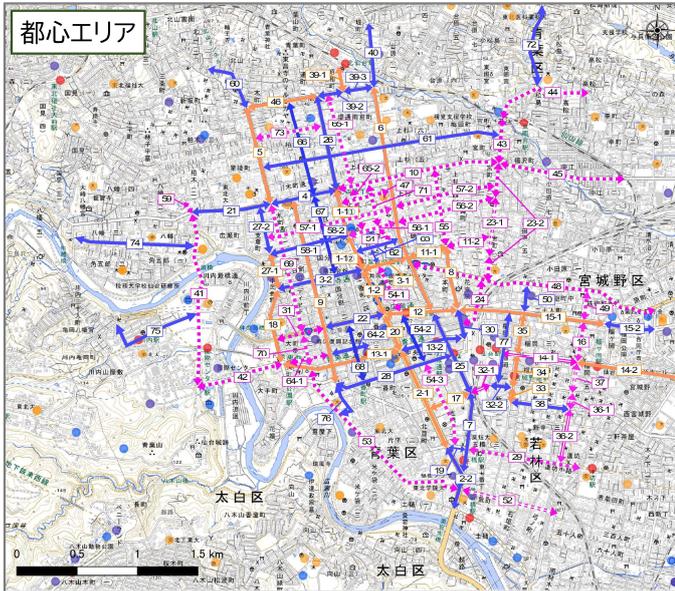
▲施策11 自転車点検・整備啓発イベント

基本方針2:自転車の安全で快適な移動を促す都市環境の拡充

- ・自転車と通行空間を共有する誰もが安全かつ快適に利用できる道路空間の整備を進める
- ・自転車を快適で便利に止められる駐輪環境を整える

(4)地域環境に応じた自転車ネットワーク路線の選定・整備

施策12	地域環境に応じた自転車ネットワーク路線の選定・整備
施策13	あんしん通行路線の整備



周辺施設	自転車ネットワーク路線整備状況
● 駅	— 自転車道(整備済)
● 公共施設	⋯ 自転車専用通行帯(整備済)
● 学校	⋯ 車道混在(整備済)
● 集客施設	— 自歩道活用(暫定整備済)
	— 未整備

※整備状況は計画上の表示
(この地図は、国土地理院地形図を使用している)

▲施策12 自転車ネットワーク路線(※整備状況は令和7年度末時点)

(5)自転車通行空間の安全性及び快適性の向上

施策14	生活道路における安全対策の実施
施策15	自転車通行空間の適正な維持管理
施策16	路上駐車対策等による自転車通行空間の確保
施策17	自転車事故の危険性が高い箇所における効果的な交通安全対策の実施



▲施策14 歩道がない道路の自転車と歩行者双方の通行位置を明示した例

(6)駐輪環境の改善及び駐輪場の利用促進

施策18	公共駐輪場の改修及び改善
施策19	放置自転車の効率的な撤去及び防止対策の実施
施策20	附置義務駐輪場の活用
施策21	公共駐輪場の利用促進



◀施策18 公共駐輪場の改修及び改善

▶施策19 放置自転車の撤去の様子

基本方針3: 自転車を活かしたまちの魅力向上

- ・自転車利用を通じ、まちのにぎわいを創出する
- ・健康に良く、環境にやさしい自転車を気軽に楽しむことのできる社会を形成する

(7) 自転車を活用したまちの活性化

施策22	サイクルマップの作成
施策23	サイクルツーリズムの推進
施策24	自転車を楽しむことができる環境づくり
施策25	企業等への自転車の利用促進



▲施策24 ツール・ド・東北 2024(河北新報社)

(8) シェアサイクルの利活用促進

施策26	シェアサイクルの利便性向上
施策27	シェアサイクルの多面的な活用



▲施策26 ドコモ・バイクシェアのバイクシェアサービス (ドコモ・バイクシェア)

(9) 自転車の魅力に関する情報発信

施策28	環境配慮、カーボンニュートラルに関する情報発信
施策29	健康増進に関する情報発信



▶施策29 自転車利用による健康促進の効果 (シマノHP)

(10) 自転車に親しむ機会の創出

施策30	交通公園の活用
施策31	WEBページやSNS等を活用した自転車ブチ情報の定期発信



▶施策30 南小泉交通公園における自転車安全利用教室

4 評価指標と目標値

本計画の推進に当たり、施策の進捗状況や効果を的確に把握するため、基本方針ごとに評価指標とその目標値を設定します。

基本方針	評価指標 (○:アウトプット指標、●:アウトカム指標)	現状	目標値
基本方針1: 自転車安全利用意識の浸透とルール遵守	●市民の自転車のルールに対する遵守率 ※ルール・マナー実態調査で計測	57.9% (令和7年度)	70% (令和12年度)
	●自転車損害賠償保険等の加入率 ※市民アンケートで計測	60.3% (令和7年度)	85% (令和12年度)
	●ヘルメット着用率 ※ルール・マナー実態調査で計測	13.8% (令和7年度)	30% (令和12年度)
基本方針2: 自転車の安全で快適な移動を促す都市環境の拡充	○「自転車ネットワーク路線」の自転車通行空間整備延長	28.8km (令和7年度末)	46.7km (令和12年度)
	○「あんしん通行路線」の自転車通行空間整備延長	5.6km (令和7年度末)	15.2km (令和12年度)
	●都心部における駐輪場利用率	70.5% (令和6年度)	対前年度比「+」
基本方針3: 自転車を活かしたまちの魅力向上	●データバイクの利用回数	117万回 (令和6年度)	130万回 (令和12年度)
	●週1回以上自転車を利用する割合 ※市民アンケートで計測	24.4% (令和7年度)	対前年度比「+」
	○サイクルマップの作成件数	過年度実績なし	5件 (令和12年度までの合計)
全体	●自転車の事故件数	373件 (令和7年)	300件 (令和12年)

5 計画のフォローアップ

本計画の進捗については、評価指標に基づき、毎年度PDCAの考え方によるフォローアップを実施し、各施策の進捗状況を確認します。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

